補装具費支給要否意見書(座位保持装置)

氏	名	男 女 生年月日 明大昭平 年 月 日生 歳									
住	所										
障	がい名										
原	因となった	交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災									
疾,		疾病・外傷発生年月日 年 月 日 疾病・先天性・その他()									
	運動障がい	1 なし 2 弛緩性麻痺 3 痙性麻痺 4 固縮 5 不随意運動 6 しんせん 7 運動失調 8 その他()									
	知覚障がい	1 知覚脱失あり 2 知覚鈍麻あり 3 知覚過敏あり 4 なし									
障	体 幹 機 能	【体幹の可動性、筋力、変形、支持性等、座位の機能状態等を記入すること】									
		座 位 保 持 1 不可 2 背部支持があると可(時間・分) 3 自力にて可(時間・分)									
が		立 位 保 持 1 不可 2 支持があると可(時間・分) 3 自力にて可(時間・分)									
		立 ち 上 が る 1 不可 2 介助があると可 3 自力にて可									
いの	下肢機能	【関節の可動性、筋力、変形等の状態を記入すること】									
状											
【関節の可動性、筋力、変形等の状態を記入すること】											
	1 自力にて可 2 辛うじて自力にて可 3 不可										
	※ 自走可の場合 → 操作方法{ 両手 右手 左手 右足 左足 } { 室内のみ 室外も可 }										
	車いすへの移乗 1 自力にて可 2 一部介助にて可 3 全介助										
褥瘡の有無 1 あり 2 現在はないが過去にできたことあり 3 過去・現在ともなし											
臀部の状態 1 異常なし 2 皮膚の発赤、変色あり 3 痩せており、骨の突出あり											
使用効果見込											

抄	采型採寸区分	採型 1 頭·頸部 2 上肢 3 体幹部 4 骨盤·大腿部									
D.	及び処方部位	採寸 1 頭·頸部 2 上肢 3 体幹部 4 骨盤·大腿部 5 下腿·足部									
	頭 部	1 頭部支え									
支	上 肢	1 上肢支え 2 前腕・手部支え									
持	体 幹 部	1 平面形状型 2 モールド型 3 シート張り調節型									
''	骨盤大腿部	1 平面形状型 2 モールド型 3 シート張り調節型									
部	下 腿 部	1 下腿支え									
L	足 部	1 足台									
支の	固 定	1 頸部 2 腰部 3 膝部 4 足部									
持連部結	遊動	1 腰部 2 膝部 3 足部									
다시 어디	角度調整用部品	1 機械式 2 ガス圧式 3 電動式									
		1 木材 2 金属 3 車いす→(型式:) 4 完成用部品									
構レース	使用材料	※ 構造フレームに車いす又は電動車いすを使用する場合は、別途様式第3号の6の別紙「補装具費支給要否意見書(座位保持装置(車いすフレーム処方用))」又は「補装具費支給要否意見書(座位保持装置(電動車いすフレーム処方用))」を添付すること。									
	付加機能	1 チルト機構 3 昇降機構									
	上肢保持部品	1 アームレスト 2 肘パッド 3 縦型グリップ 4 横型グリップ									
	体幹保持部品	1 肩パッド 2 胸パッド 3 胸受けロール 4 体幹パッド 5 腰部パッド									
付	骨盤保持部品	1 骨盤パッド 2 臀部パッド									
	下肢保持部品	1 内転防止パッド 2 外転防止パッド 3 膝パッド 4 下腿保持パッド 5 足部保持パッド									
属	ベルト部品	1 肩ベルト 2 腕ベルト 3 手首ベルト 4 胸ベルト 5 骨盤ベルト 6 股ベルト									
//-4	/* 1 HAPP	7 大腿ベルト 8 膝ベルト 9 下腿ベルト 10 足首ベルト									
	支持部カバー	1 頭部 2 上肢 3 体幹部 4 骨盤·大腿部 5 下腿部 6 足部									
品	内張り	1 アームレスト 2 テーブル									
	体圧分散補助素材	1 頭部 2 上肢 3 体幹部 4 骨盤·大腿部 5 下腿部 6 足部									
	その他	1 カットアウトテーブル 2 キャスター 3 介助用グリップ 4 ストッパー 5 高さ調整用台座									
	高さ調節	1 頭部支持部 2 体幹支持部 3 骨盤・大腿支持部 4 足部支持部 5 アームレスト									
調	前後調節	1 頭部支持部 2 骨盤・大腿支持部 3 足部支持部									
整機	角度調節	1 頭部支持部 2 テーブル									
構	脱着機構	1 体幹パッド 2 骨盤パッド 3 膝パッド 4 アームレスト 5 内転防止パッド									
	開閉機構	1 アームレスト 2 足部支持部									
	完成用部品	【使用部品名】→									
上記のとおり意見します。											
平成 年 月 日											
		医療機関名 所 在 地									
		診療科名									
		作成医師氏名 印									
<u> </u>	の図文書で										

【記入上の留意事項】

- 1 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。
- 2 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に〇またはレ印を付すこと。
- 3 「処方」欄は、「使用材料・型式等」欄から必要なものを選択して記入すること。 なお、処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作業者立ち合いのもとで行うこと。

補装具費支給要否意見書(座位保持装置(車いすフレーム処方用)) 氏 名												
処 方 内										容		
		□ 普 通 型	型									
必要		■手動リフト式										
	型	□前方大車輪型										きない者
	式	□片手駆動型										
		□レバー駆動型		麻痺等で上	肢機能障力	がいがあり、両	可上肢	岐による駆動 だ	が困難な	な者		
と		□ 手押し型	1 A	(大車輪の	つあるもの) 2 B(小車	1輪だけのも	の)			
する車い	仕様	□リクライニング式	□ 頸髄損傷者で低血圧発作を起こしやすく、随時に仰臥姿勢をとる必要があるため □ 四肢・体幹機能障がいにより運動制限が著明で、座位を長時間保持できないため □ 股関節拘縮や強直があるため □ 脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や、関節拘縮等により座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が									
す		□ティルト式	脳性麻疹 困難なる		馬、進行性組		四肢	麻痺や、関節	 拘縮等	いまりが	座位保持が固	団難な者であって、自立姿勢変換が
		□ オーダーメイド		体格・体型がJIS規格の既製品では適合しないため 障がい者の身体状況に個別に対応することが必要なため								
		□レディメイド	※ JIS規格の既製品で対応可能な者									
7	フ	レーム	1 シングルブレース 2 ダブルブレース 【材 質】→ 鉄 軽合金 ステンレス									
ļ	駆	動輪	【径】	20	22 24	インチ		【タイヤ】	1 3	空気入	.り 2 ソリ	ッド
3	キ	ヤスター	【径】	5	6 7	インチ						
-	背	もたれ	1 固	定式 2	頭部支持	持付 3 チ	ヤツ	·ク付 4 🧦	着脱式	5	折りたたみ	式
			※ 2 -	→ ① 体幹	(特に頸椎)の支持性が	低下	している者	2 J	クライニ	ング式等の	ため必要とする者
		特別調整	※ 3 -	※3 → 上腕伸展筋等が弱いため、後方移乗を行う必要がある者								
			※ 4·5	5 → 自動車	三への積み	込みなどが値	更利に	こなり日常生活	舌の拡え	大が図り	られる者	
)	计	掛け	1 固		着脱式	3 デスク						
		特別調整	※2 → 上肢の障がいなどにより、固定式の肘掛けでは移乗が困難な者									
,	足	台	台 1 固定式 2 角度可変型 3 着脱式 4 外方折りたたみ式									
										者 ②リ	クライニング	式のため必要とする者
		特別調整	※3 → ①上肢の障がい等により、固定式では移乗が困難な者 ②机や台などに接近することで作業等が容易になる者 ③自動車への積み込みなどが便利になり、日常生活の拡大が図られる者									
			※4 → 上記3の①②と同じ									
7	ブ	レーキ	1 レバー式 2 トグル式 3 キャリパーブレーキ 4 フットブレーキ									
		基準外付属品	※3 → ① 普通型車いすを使用する者の自走能力が低下したこと等により必要とする場合 ② 手押し型車いすで、介護者の負担軽減と安全性の確保を図るために必要とする場合									
		本 华 / 下 / 八 / 尚 印	**4 → 手押し型車いすに取り付ける必要がある場合								(0)	
,	^	ンドリム	1 標準式 2 ノブ付→ □水平 □垂直 □握り 3 滑り止めハンドリム (右・左・両)									
		特別調整	※ 2 -	→ 上肢の筋	力低下や	手指の機能	障がい等が著明で、標準のハンドリムの操作が難しい者					
		基準外付属品	% 3 -	→ ハンドリム	を握って	自走することだ	が困難になったため、こぎ易いように滑り止めが必要な者。					
		シートベルト	1 腰ベルト 2 胸ベルト 3 股ベルト 4 その他()									
	ク	クッション					軽・中度の	知覚障	きがいが	ある者		
1	ッ	」 ポリエステル繊維、ウレタ	ウレタンフォーム等の多層構造及び立体編物構造のもの					皮膚が弱い	、又は	臀部の	組織が薄い	ため必要とする者
付	シ	□ ゲルとウレタン □	フォーム	の組合せの	つもの		□ 上肢や体幹の障がいのため自力での除圧が難しい者					
	ョン	□ バルブを開閉っ	するだけで空気量を調節するもの 構造のもの							り、他の)クッションで	は有効な効果が
		□ 特殊な空気室					期待できない者					
			高度の知覚障がいがある者							ナー	ーダー メイド	での土体
		フローテーションパット゛	皮膚が非常に弱くクッションでの 対応が困難な者				オーダーメイドの寸法					
属	_		□ 上肢や体幹の障がいのため自力 での除圧が難しい者					() [/)		
禹							-	, -		-70	-	
		テーブル	□ 上肢の筋力低下などにより、一般の テーブルでは食事をとることが難しい者 □ 日常生活や職業上必要とする者			(()					
		スポークカバー(右・	左•両)	:•両) □ 夜光装置								
		ステッキホルダー		屋外用	(, //						
品		携帯用会話補助装置	搭載台 ■ 転倒防止用装置									
		人工呼吸器搭載台	ì	□ 酸素ス	ボンベ固気	定装置		※ティッピ			- (
		点滴ポール		栄養パ	ック取付月	月ガードル架			一長	F '		()
		泥よけ(右・左・両)						※フットバ	ンパー	-長()	

【記入上の留意事項】

- 1 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。2 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。3 処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作業者立ち合いのもとで行うこと。

様式第3号の6の別紙

補	補装具費支給要否意見書(座位保持装置(電動車いすフレーム処方用)) 氏名											
			処		方		内	<u>!</u>	容			
		□ 普 通	型 🗌 4	.5km/H	6km/H							
	型		一一切	□ 切替式								
	式	┌┐ 手動兼用雪		が者しく困難な者 アシストオ・アシストオを使用した担合に、手動による自未が可能した名								
必	-4		ア	きない者								
要				頸髄損傷者で低血圧発作を起こしやすく、随時に仰臥姿勢をとる必要があるため								
と		リクライニング		□ 四肢・体幹機能障がいにより運動制限が著明で、座位を長時間保持できないため □ 股関節拘縮や強直があるため								
す		電動リクライ										
	仕	ローング式		グ操作が可能ととなる者								
る			【交付	要件】脳性	麻痺、頸髄損傷、進	行性疾患等に	よる四肢麻痺	や、関節拘	縮等により座位保持が困難			
電		□ティルト式	!	な者であって、自立姿勢変換が困難な者等								
動		□電動ティル式	ト【交付	【交付要件】上記ティルト式の要件を満たし、この電動車いすを使うことにより、自力でのティルト操作が可能となる者								
車		14	【春村	服さなる有 【交付要件】手動リフト式車いすの使用が困難な者で、当該車いすの使用により自力乗降が可能となる者								
٧١		□ 電動リフトコ		【父付要件】 手動リノト式単いすの使用が困難な者で、当該単いすの使用により自力兼降が可能となる者 ※ 自力乗降が不可能な者であっても、日常生活の状況や介護者の状況等を勘案し、真に必要								
す	様	_		とすると認められる場合は、支給対象とする。								
		□ オーダーメ	4 K I 🖳		体型がJIS規格の既製品では適合しないため							
			·· L	障がい者の身体状況に個別に対応することが必要なため								
		レディメイト										
-	背	もたれ	1 固定		『支持付 3 チャッ			りたたみ式				
					二頸椎)の支持性が低了			グ式等のため』	込要とする者 			
		特別調整		※3 → 上腕伸展筋等が弱いため、後方移乗を行う必要がある者 ※4・5 → 自動車への積み込みなどが便利になり日常生活の拡大が図られる者								
<u> </u>	1_1.	144)J.				こなり日常生活の	拡大が図られ	る者				
'	村	掛けい	1 固定		記式 3 デスク型 などにより、固定式の原	+柑叶づけ牧垂ぶ	田 ## 42 =#4					
	足	十月										
,	Œ			1 固定式 2 角度可変型 3 着脱式 4 外方折りたたみ式								
				※2 → ①膝関節の運動制限が著明で、固定式の使用が困難な者 ②リクライニング式のため必要とする者 ※3 → ①上肢の障がい等により、固定式では移乗が困難な者								
		特別調整		②机や台などに接近することで作業等が容易になる者								
				③自動車への積み込みなどが便利になり、日常生活の拡大が図られる者 ※4 → 上記3の①②と同じ								
-	ブ	レーキ	1 レバ・									
				レバー式 2 トグル式 3 キャリパーブレーキ 4 フットブレーキ 3 → ① 普通型車いすを使用する者の自走能力が低下したこと等により必要とする場合								
		付 属 品		② 手押し型車いすで、介護者の負担軽減と安全性の確保を図るために必要とする場合								
		. 10 11)			すに取り付ける必要が		All to all all a	> .1811 > / -4	<u> </u>			
	^ .	ンドリム	- 12,11	1 標準式 2 ノブ付→ □水平 □垂直 □握り 3 滑り止めハンドリム(右・左・両) ※2 → 上肢の筋力低下や手指の機能障がい等が著明で、標準のハンドリムの操作が難しい者								
		特別調整 付 属 品			って自走することが困事							
		シートベルト			ベルト 3 股ベル				女 仏日。			
	ш	クッション		/ V 2 A	70 NX 70		<u>、</u> 知覚障がいが	/ ふろ者				
	クッ	L	、ウレタンフォーム	等の多層構造及	び立体編物構造のもの				こめ必要とする者			
付	シシ	 		ムの組合せの		上肢や体幹の障がいのため自力での除圧が難しい者						
	3	バルブを開	閉するだり	ナで空気量を	<u>:</u> 調節するもの	感覚喪失などがあり、他のクッションでは有効な効果が						
	ン	□ 特殊な空気	〔室構造の	もの		期待できない		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	œ 11 ///2. œ ///37/KW			
				の知覚障がいる		オーク	ブーメイドの	一	駆動輪径(吋)			
	П	フローテーションパッド	皮膚が非常に弱くクッションでの対応が 困難な者						→ キャスター径(吋)			
	_		上肢や体幹の障がいのため自力での除			1() H	/				
属				進しい者の終わ紙下なり	どにより、一般のテー							
	П	テーブル	一ブルで	では食事をとる	ことが難しい者			()				
	_			生活や職業上				1				
	닏	スポークカバー										
	屵	ステッキホルダ										
_		携帯用会話補助										
品	Щ	人工呼吸器搭 点滴ポール	口		ンへ固定装直 ック取付用ガードル架	レバー長						
	H	混よけ(右・左・	ਜ਼)		マーセット	※フットバンパー長 () ※単幅とハントリムの距離						
	H				· = = 2 1	_			-			
□ フロントサブホイール □ □ □ □ □ □ □ □ □												

【記入上の留意事項】

- 1 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。
- 2 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。
- 3 処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作業者立ち合いのもとで行うこと。